岐南町ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地産地消を推進する取組を広く町民及び観光客にPRすることにより地場産品の生産及び消費を拡大し、もって農業の振興を図るため、町において実施するぎふ地産地消推進の店認定事業に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 推進地域 岐南町、岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡笠松町及び 本巣郡北方町の区域をいう。
 - (2) ぎふ周辺地域 岐南町、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本 巣市、関市、羽島郡笠松町及び本巣郡北方町の区域をいう。
 - (3) ぎふ地産地消推進の店認定事業 推進地域の存する市町が地場産品を積極的に取り扱う店舗等を「ぎふ地産地消推進の店」(以下「推進の店」という。)として認定する事業をいう。
 - (4) 地場産品 次に掲げる生産物の総称をいう。

ア農産物

- (ア) ぎふ周辺地域で生産され、又は収穫される農産物
- (イ) 推進地域に在住する農業者が、ぎふ周辺地域以外の地域で生産し、又は 収穫する農産物
- イ 水産物 ぎふ周辺地域で水揚げされる水産物
- ウ 畜産物
- (ア) ぎふ周辺地域で飼育される畜産物
- (イ) 推進地域に在住する農業者が、ぎふ周辺地域以外の地域で生産する畜産 物
- エ 野生鳥獣の食肉 ぎふ周辺地域で捕獲され、岐阜県知事が定めるぎふジビエ 衛生ガイドライン (平成25年11月1日施行) に従って処理された野生鳥獣の食 肉
- オ 加工食品 アからエまでのいずれかに該当する地場産品を主たる原材料とす る加工食品

(認定申請)

- 第3条 町長は、町内に所在する店舗等であって、別表に定める認定条件を満たすものを推進の店として認定することができる。
- 2 前項の規定による認定(以下「推進の店の認定」という。)を受けようとする者 (以下「申請者」という。)は、ぎふ地産地消推進の店認定申請書(様式第1号) 及びぎふ地産地消推進の店認定申請明細書(様式第2号)を町長に提出しなければ ならない。

(認定等)

第4条 町長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査した

上で推進の店の認定の可否を決定し、その結果を、ぎふ地産地消推進の店認定結果 通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、推進の店の認定を受けた者に対し、ぎふ地産地消推進の店認定証(様式 第4号)及びPR資材を提供するものとする。

(愛称等の使用)

- 第5条 町長は、推進の店の認定を受けた者に対し、その店舗等に設置するのぼり、 看板等に推進の店の愛称及びロゴマークを使用することを認めるものとする。 (遵守事項)
- 第6条 推進の店の認定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 店内のよく見える場所に、ぎふ地産地消推進の店認定証を掲示すること。
 - (2) PR資材を活用して地産地消について広くPRし、積極的に地場産品の生産又は消費の拡大を図ること。
 - (3) 町長から推進の店のPR方法等について必要な改善を求められたときは、 これに従うこと。

(周知)

第7条 町長は、町民及び観光客に対し、町のホームページ及び広報紙を利用して、 推進の店に関する情報について広く周知を図るものとする。

(有効期間)

- 第8条 推進の店の認定の有効期間は、原則として推進の店の認定を受けた日の属する年度から起算して3年度とする。
- 2 前項に規定する有効期間は、第11条の規定による推進の店の認定の取消しがない 限り、自動的に更新されるものとする。

(調查)

- 第9条 町長は、必要に応じ、推進の店の現地調査を行うことができる。
- 2 推進の店の認定を受けた者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。 (認定の辞退)
- 第10条 推進の店の認定を受けた者は、廃業等を理由に推進の店の認定を辞退すると きは、ぎふ地産地消推進の店認定辞退届(様式第5号)を町長に提出しなければな らない。

(認定の取消し)

- 第11条 町長は、推進の店の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 推進の店の認定を取り消すことができる。
 - (1) ぎふ地産地消推進の店認定辞退届(様式第5号)の提出があったとき。
 - (2) 前条に規定する事情があったにもかかわらず、ぎふ地産地消推進の店認定 辞退届(様式第5号)を提出しないとき。
 - (3) 推進の店が別表に定める条件に該当しなくなったとき。
 - (4) この要綱の規定に反する行為があったとき。
 - (5) 地場産品の消費者の信頼又は地場産品のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。
 - (6) 農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品衛生法(昭

和22年法律第233号) その他関係法令に違反したとき。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、推進の店の認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。
- 2 町長は、前項の規定により推進の店の認定を取り消したときは、ぎふ地産地消推 進の店認定取消通知書(様式第6号)により当該取消しを受ける者に通知しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条、第11条関係)

1 全ての店舗等に共通する事項

認定条件	認定基準
認定基準をすべ	1 この要綱に定める趣旨に賛同し、積極的に地場産品を
て満たすこと	活用し、地産地消の推進をPRする意思があること。
	2 推進地域の市町が実施する地産地消に関する事業に
	積極的に協力すること。
	3 推進地域の市町のホームページ及び広報紙で、推進の
	店として紹介されることに承諾していること。
	4 農林物資の規格化等に関する法律、食品衛生法その他
	関係法令を遵守していること。
	5 岐南町、瑞穂市及び笠松町が行う契約及び交付する補
	助金からの暴力団排除に関する措置要綱第3条及び 岐
	阜市、山県市、本巣市、本巣郡北方町が行う事務事業か
	らの暴力団排除に関する合意書第4条に定める排除措
	置対象でないこと。

2 各店舗等に関する事項

<u>2</u> 谷店舗等に	関する事項	
店舗等の区分	認定条件	認定基準
小売店	認定基準1は、必	1 町内で営業していること。
	ず満たすこと。	2 概ね年間8か月以上の期間におい
	認定基準2~4	て、地場産品であることを表示して販
	のうち、2項目以	売を継続していること。
	上を満たすこと。	3 地場産品の売場を他の商品の売場
		と区別して設置し、地場産品であるこ
		とを購入者に分かり易く表示してい
		ること。
		4 地場産品の販売を継続的に増やし
		ていくよう努めていること。
直売所	認定基準1~3	1 町内で営業していること。
	は、必ず満たすこ	2 原則として有人販売を行っている
	と。	こと。
	認定基準4~6	3 年間12日以上、地場産品を販売す
	のうち、2項目以	ること。
	上を満たすこと。	4 地場産品であることを購入者に分
		かり易く表示していること。
		5 販売する商品の数量又は金額のう
		ち、推進地域内産の地場産品の数量又
		は金額の占める割合が概ね5割以上

	1	
		であること。 6 販売する商品の数量又は金額のうち、地場産品の数量又は金額の占める割合が概ね8割以上であること。
飲食店	認定基準1及び 2は、必ず満たす こと。 認定基準3~5 のうち、2項目以 上を満たすこと。	 町内で営業していること。 食材として使用している地場産品を、常にメニュー表、掲示板等に分かり易く表示していること。 年間を通じて、地場産品を使用した飲食物を提供していること。 推進地域内で生産され、又は収穫された米を積極的に使用するよう努めていること。 地場産品を使用するメニューを増やす意欲があること。
宿泊施設	認定基準1及び 2は、必ず満たす こと。 認定基準3~5 のうち、2項目以 上を満たすこと。	1 町内で営業していること。 2 食材として使用している地場産品を、常にメニュー表、掲示板等に分かり易く表示していること。 3 年間を通じて、地場産品を使用した飲食物を提供していること。 4 推進地域内で生産され、又は収穫された米を積極的に使用していること。 5 地場産品を使用するメニューを増やす意欲があること。
食品加工所	認定基準1は、必 ず満たすこと。 認定基準2~4 のうち、2項目以 上を満たすこと。	1 町内に事業所を置いていること。 2 地場産品(加工食品を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。)を主たる原材料とする加工食品を1品目以上製造していること(製造期間の半期以上において、地場産品を主たる原材料として使用していること。)。 3 加工食品の原材料表示、ラベル等に分かり易く表示する等、地場産品を原材料としていることを消費者にPRしていること。 4 地場産品を原材料とする加工食品を増やす意欲があること。

(あて先) 岐南町長

申請者

住所 連絡先 メールアドレス

FJ.

※法人にあっては、住所には主たる事務所の所在地を、 氏名には法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

ぎふ地産地消推進の店認定申請書

下記の店舗等について、ぎふ地産地消推進の店の認定を受けたいので、岐南町ぎる 地産地消推進の店認定実施要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項の規定により、 下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、ぎふ地産地消推進の店の認定を受けたときは、この申請書に記載する事項について公開されることに同意し、要綱第9第1項又は第2項の規定による調査に協力します。

店	舗	等	名	称				
所		在		地	〒()— ()	
Т		Е		L	()	_	
F		Α		X	()	_	
ホ	<u> </u>	× ×	. —	ジ				
U		R		L				
	定を 態					小売店・直売	所・飲食店・	宿泊施設・食品加工所

様式第2号(第3条関係)(小売店用)

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書

1 該当する認定基準の番号に○を付け、申請項目を記載してください。

認定基準	申請項目		
 おおむね年 間8か月以上 の期間におい て、地場産品 	_ ,,,	の取扱期間売場の表示方法	
であることを 表示して販売 を継続してい ること。	主な地 場産品 の販売 品目	農産物 水産物 畜産物 野生鳥獣の食肉 加工食品	
2 地場産品の 売場を他の商 品の売場と 別して設し、 地場産品であることを購入 者に分かりて ること。	地場産品 主な地 場産品 の販売 品目	売場の設置方法 売場の表示方法 農産物 水産物 畜産物 野生鳥獣の食肉 加工食品	
3 地場産品の 販売を継続的 に増やしてい くよう努めて いること。	主な地 場産品 の販売 品目	農産物水産物畜産物野生鳥獣の食肉加工食品	

今後の販売計画	
店舗のPR(消費	
者へのメッセージ	
等)	

- ※1 市内産農産物等の売場の写真を必ず添付してください。
- ※2 上記の記載内容は、岐南町、岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡笠松町又 は本巣郡北方町のホームページに掲載する場合があります。

様式第2号(第3条関係)(直売所用)

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書

1 該当する認定基準の番号に○を付け、申請項目を記載してください。

1		声の番方にOを刊り、中間項目を記載してくたさい。 		
	認定基準		申請項目	
1	年間12日以上、 地場産品を販売 すること。	年間の営業予定日数又は週間営業日数		
2	地場産品であることを購入者に分かり易く表示していると。	地場産品売	場の表示方法	
3	販売する商品 の数量又は金額	主な推進 地域内産	農産物	
	のうち、推進地域内産の地場産	地場産品の販売品	水産物	
	品の数量又は金		畜産物	
	額の占める割合 がおおむね5割		野生鳥獣の食肉	
	以上であるこ と。		加工食品	
4	販売する商品 の数量又は金額	主な地場 産品の販	農産物	
	のうち、地場産	売品目	水産物	
	品の数量又は金 額の占める割合		畜産物	
	がおおむね8割		野生鳥獣の食肉	
	以上であるこ と。		加工食品	

今後の販売計画	
店舗のPR(消費	
者へのメッセージ	
等)	

- ※1 上記1の「申請項目」の欄は、この様式に記入できない場合、「別添のとおり」と記載した上で、該当する資料を添付してください。
- ※2 上記の記載内容は、岐南町、岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡笠松町又は本巣郡北方町のホームページに掲載する場合があります。

様式第2号(第3条関係)(飲食店・宿泊施設用)

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書

1 該当する認定基準の番号に○を付け、申請項目を記載してください。

77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
認定基準	申請項目
1 年間を通じて、	地場産品を使用した飲食物及び提供時期
地場産品を使用	
した飲食物を提	
供していること。	
2 推進地域内で生	使用している推進地域内産米の銘柄
産され、又は収穫	
された米を積極	
的に使用するよ	
う努めているこ	
と。	
3 地場産品を使用	今後増やしていこうと考えている地場産品
するメニューを	
増やす意欲があ	
ること。	

今後の販売計画	
店舗のPR(消費者 へのメッセージ等)	

- ※1 上記1の「申請項目」の欄は、この様式に記入できない場合、「別添のとおり」と記載した上で、該当する資料を添付してください。
- ※2 上記の記載内容は、岐南町、岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡笠松町又は本巣郡北方町のホームページに掲載する場合があります。

様式第2号(第3条関係)(食品加工所用)

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書

1 該当する認定基準の番号に○を付け、申請項目を記載してください。

	認定基準	申請項目
1	地場産品(加工食品を除く。以下同じ。)を主たる原材料とする加工食品を1品目以上製造していること(製造期間の半期以上において、地場産品を主たる原材料として使用していること。)。	地場産品を主たる原材料として使用している商品名使用している地場産品
2	加工食品の原材料表示、	地場産品を原材料として使用している商品名
	ラベル等に分かり易く表 示する等、地場産品を原材 料としていることについ	使用している地場産品
	て消費者へのPRをしていること。	表示している項目
3	地場産品を原材料とする	今後増やしていこうと考えている商品名
	加工食品を増やす意欲があること。	今後増やしていこうと考えている地場産品

今後の販売計画	
店舗のPR(消費者へのメッセージ等)	

- ※1 上記1の「申請項目」の欄は、この様式に記入できない場合、「別添のとおり」と記載した上で、該当する資料を添付してください。
- ※2 上記の記載内容は、岐南町、岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡笠松町又 は本巣郡北方町のホームページに掲載する場合があります。

 第
 号

 年
 月

 日

ぎふ地産地消推進の店認定結果通知書

様

岐南町長

年 月 日付けのぎふ地産地消推進の店の認定に係る申請について、 ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱第4条第1項の規定により下記のとおり決定しま したので、通知します。

認定	業態・業種	小売店・直売所・宿泊施設・飲食店・食品加工所
	店舗等名称	
	所 在 地	
	認定年月日	年 月 日
不認定	理由	

ぎふ地産地消推進の店認定証 認定第 号

様

地場産品を積極的に販売し、活用し、又はPRを行うことで地場産品の生産及び消費の拡大に努めていますので、ぎふ地産地消推進の店であることを認定します。

年 月 日

岐南町長

(あて先) 岐南町長

住所 連絡先 メーハアドレス 氏名

印

※法人にあっては、住所には主たる事務所の所在地を、 氏名には法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

ぎふ地産地消推進の店認定辞退届

このことについて、ぎふ地産地消推進の店の認定を辞退しますので、ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

店舗等名称							
業態・業種 (該当するものに○を 付けること。)	小売店・直売所・宿泊施設・飲食店・食品加工所						
辞退年月日	年 月 日						
辞退する理由							

様式第6号(第11条関係)

第号年月日

印

様

岐南町長

ぎふ地産地消推進の店認定取消通知書

ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱第11条第1項の規定によりぎふ地産地消推進の店の認定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

業	態	•	業	種	小売店	• 直売	所・宿泊	白施設・1	飲食店・	食品加口	二所	
取	消店	舗	等名	称								
所		在		土								
取	消	年	月	П			年	月	日			
取	消		理	由								